

外国人雇用の全体像をつかむ（第1回）



松本光正社労士・行政書士・診断士事務所

I はじめに

最近、こういう話をよく耳にします。

以前は「外国人を雇いませんか」というFAXやDMが送られて来ていた。営業に来るのも日本人ばかりだった。それが、最近はベトナムから直接電話がかかってくるし、日本語を流暢に話すベトナム人が営業に来るようになった。彼らは皆こう言う。

「我々のところからなら御社でも十分に受入れることができます。しかも一人あたり10万円お支払いしますよ！」

一方、知り合いの士業の先生からはこうも聞いた。

「いや、どんな会社でも受入れられる訳ではないらしいので、やめておいた方が良いでしょう」

一体どちらが本当なのか？

「とにかく人手不足で、いくら募集をかけても問い合わせすらない。新聞やテレビでは外国人を受入れやすくなったと言っている。我が社もいよいよ外国人の受入れを考えなければならなくなったが、一体何を信じれば良いものか…」

今、こうした悩みを持つ経営者がすごく増えています。

法令や制度を理解せずに、とにかく人手不足を解消するためだけに外国人雇用を始めてしまうと、相次ぐトラブルに巻き込まれることになってしまいます。

今回の連載では、全く知識をもたない経営者や採用担当者の人でも気軽に読み進めていただけるように、わかりやすい表現と現場視点で外国人雇用の世界をご紹介します。と思います。

また、外国人雇用の相談に乗ることの増える地

方自治体や金融機関の担当者の学習の第一歩となるような内容にしたいとも考えています。

II 動き始めた外国人の本格受入れ

皆様が日々実感されているように、人口減少社会に入った我が国で、中小企業の現場における人手不足は本当に深刻です。女性・高齢者・障がい者の活躍を推進し、生産性を向上することに注力してきたものの、人手不足の解消には程遠いのが現状です。

確かに、近い将来、ロボットやAIが我々に代わって労働力を支えてくれる時代が来るでしょう。

しかし、それはいつのことなのでしょう？ 2年、3年で実現する技術もあれば、10年、20年を必要とする技術もあります。少なくともその時までには何とかして労働力を確保しなければなりません。そこで、我が国はいよいよ最後の手段として、外国人労働者に頼るという選択をすることになりました。

これまで、外国人労働者の受入れについて、日本政府の方針は一貫して、高度人材や専門的・技術的労働者は受入れたいが、人手不足に対応するための、いわゆる単純労働者は受入れないというものでした。しかしながら、現実には技能実習生や留学生という、労働者として受入れられたわけではない外国人の若者たちが、製造や建設、農業、物流、小売といった人手不足の現場において単純労働を担っています。

そうした中、2017年の技能実習法の制定を機に、時代は外国人の本格受入れへと動き始めました。そしてついに2018年12月、政府は深刻な人手不足に対応するため、入管法を改正し、新たな在留資格の創設に踏み切りました。これまで一貫

して堅守してきた方針から外国人の本格受入れへと大きく舵を切ったのです。

注目すべきは、新たな在留資格が技能実習を土台として組み立てられていることにあります。技能実習制度については、問題が多いことから廃止すべきではないかとの意見も根強くありました。しかし、政府の決定は廃止するどころか、新たな在留資格につながる土台にしようというものでした。

技能移転という理念からこれまで原則3年、最長5年で必ず帰国しなければならなかった技能実習生に、引き続き就労できる道が拓けるのです。新設された「特定技能1号」で最大5年、さらには「特定技能2号」となり計10年滞在すれば、永住権を取得できる可能性すら出てきました。そうなれば、技能実習生がこれまでのような帰国を前提とした期間限定の労働力ではなくなります。受入れ側の企業には、今後、長期的な雇用を見据えた管理が求められます。

外国人労働者が人手不足に対応するための最後の手段なのであれば、国、地方自治体、受入れ企業はもちろんのこと、われわれ国民にとっても、外国人に来てもらわないともはやどうしようもない、という覚悟が必要になるのではないのでしょうか。

実際に奈良県内においても奈良労働局、奈良県および各市町村において、奈良で働く外国人が地元根付き、県民と共生できるようなしくみを作るための様々な取り組みが始まっています。本格的に受入れが始まる来年度からは、さらに強力な体制で推進されていくことは間違いありません。しかし、外国人労働者を必要としている国は世界中にあり、いまや外国人労働者争奪戦の様相を呈しています。外国人は期間限定の安い労働力とい

た認識のままでは、働き暮らす場所として、日本は見向きもしてもらえなくなるのです。

Ⅲ 外国人労働者の全体像

日本で働く外国人労働者の全体像を説明したいと思います。今回は、とにかく大まかなイメージをつかんでいただくことが重要です。

外国人労働者の全体像を理解いただくために、【図1】これまでの枠組み（2019.3.31まで）と、【図2】新たな枠組み（2019.4.1より）に分けて説明します。

まず【図1】は、これまでの枠組みです。

長方形と三角形がありますが、左の長方形からご覧ください。身分に基づく在留資格を持って、日本で働いている外国人が50万人いるということです。

まず、在留資格について簡単に説明します。

在留資格とは読んで字のごとく、外国人が日本に在留するための資格です。これがなければ不法滞在ということになってしまいます。よく、就労ビザ、留学ビザ、結婚ビザ等とも呼ばれたりします。

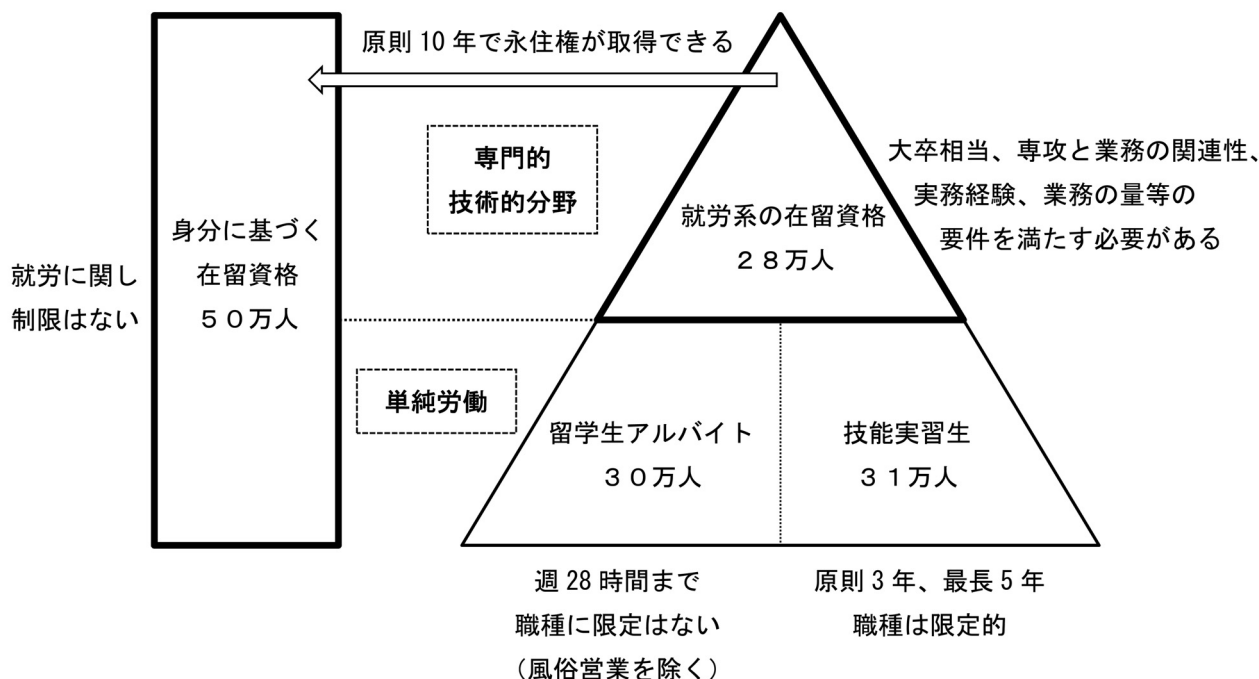
しかし、実は、在留資格とビザは全く違うものなのです。

外国人が日本に入国するには、パスポートとビザが必要ということになっています。つまり、日本に来る前に、外国人の本国にある日本大使館等で取得するものがビザということになります。

そして、日本入国時にパスポートとビザを、日本の空港のイミグレーションに提出し、入国審査官が審査をして発行するのが在留資格というものです。

ビザは、入国審査官への推薦状のようなもので、

【図1】これまでの枠組み（2019.3.31 まで）



在留資格が発行された時点でお役御免となります。

	ビザ（査証）	在留資格
発行時	来日前	入国審査時
発行場所	海外の日本大使館等	イミグレーション
発行機関	外務省	出入国在留管理庁（法務省）
性格	入国審査官への推薦状	日本在留の根拠

なお、同時に複数の在留資格を保有することはできません。

2019年9月現在、合計28種類の在留資格があります。

本連載では、できるだけ正確な表現である「在留資格」という言葉を使うようにしていますが、わかりやすくするために、就労ビザ（就労系の在留資格）という表現も一部に使用しています。

【図1】の長方形の説明に戻りましょう。

身分に基づく在留資格には、例えば、すでに永

住権を持っている永住者、日本人の配偶者、日系ブラジル人や日系ペルー人等が該当します。つまり、そういう「身分」に対して在留資格が与えられていることとなります。そのため、就労に関しては一切制限がありません。日本人と同様にあらゆる職業に就くことができます。

それでは、右の三角形に移ります。こちらは就労に関して何らかの制限がある人たちです。三角形を上下二つに分けています。上が専門的・技術的分野で、日本が受入れたいという人たちです。下が専門的・技術的分野ではない、いわゆる単純労働と言われる分野で、日本は受入れないとしている人たちです。しかし、実際にはこうした多くの外国人が単純労働に従事しているのです。

詳しく見ていきましょう。三角形の上部分、太枠で囲われたところ、就労系の在留資格を持つ人です。いわゆる就労ビザです。この就労系の在留

資格を取得するためには、高いハードルをクリアしなければなりません。取得するのはなかなか難しいです。

三角形の右にあるように、大卒相当でなければならず、しかも大学等での専攻と企業における業務に関連性がなければならないというような要件があります。この関連性を証明するのが難しいのです。

例えば、日本の文化が好きで来日し、文学部で日本文学を専攻した外国人留学生の場合はどうでしょう。日本文学と関連性のある業務が果たして一般の中小企業にあるのでしょうか。

また、大卒相当でないなら、実務経験が10年必要です。

そして、受入れ企業に、その人がフルタイムで取り組むだけの業務量があることも証明しなければなりません。十分な業務量がないということは、その人が行うべき業務以外の単純作業に従事させるのではないかと判断されてしまうからです。

就労系の在留資格取得のハードルの高さを実感いただけたと思います。

三角形の上部から長方形に向かって細い矢印が出ています。これは、就労系の在留資格で原則10年在留すれば、永住権を取得できる可能性があるということです。永住権を得て、三角形から長方形に移ることができたなら、どんな職業に就くこともできるようになりますから、就労についての心配は一切なくなるのです。

三角形の下部分に移ります。単純労働については、日本は労働者を受入れていないのですから、この部分に外国人がいること自体がおかしいのです。しかしながら、実際にはこうした留学生アルバイトや技能実習生といった若者が単純労働を担っているのが現状です。もちろん長方形部分にいる

人はどんな仕事もできるので、こうした人々が単純労働に就くことは全く問題ありません。

まず左側の留学生アルバイトについて見ていきます。留学生は、もちろん労働するためではなく、学業のために在留資格が下りている人々です。しかしながら、学費や生活費もたいへんでしょうからアルバイトをすることは認めましょう、ということになっています。本来の目的である学業に影響のないよう、アルバイトができるのは週28時間までという制限があります。そのため、学業に影響のない夏休み等の長期休暇中は一日8時間まで認められています。

一方、あくまでアルバイトであるので、従事できる職種に限定はありません。

皆さんがよく見かけるコンビニや居酒屋でアルバイトをしている外国人の若者は、ほとんどが留学生のアルバイトです。留学生は日本語を学び始めた頃は、日本語能力をそれほど必要とせず、しかも時給の高い深夜の工場や配送センターでアルバイトをしています。日本語能力が少し上がってくると、日本人とコミュニケーションを取ることができるコンビニや居酒屋へとアルバイト先を変えていきます。実践の中で日本語を聞き、話す力を向上させようと頑張っているのです。そういう意味では、我々がそういう留学生を見かけた時に、「一言声をかけて会話をし、「頑張ってくださいね」と励ましてあげることは、留学生にとって非常に嬉しいことなのです。

ただし、風俗営業にだけは従事できません。水商売やパチンコ屋、ゲームセンター等がそれです。

最後に、右側の技能実習生です。技能実習生とは読んで字のごとく、技能を実習するために在留資格が下りている人々です。決して労働するためではありません。この点は非常に重要です。目的

はあくまで技能を学ぶことであって、その手段として単純労働にも従事することがあるということです。

在留期間は原則3年、最長5年です。

職種は限定的です。なぜならこの制度は、日本で学んだ技能を持ち帰ってもらって本国の発展に活かしてもらおうというものであり、その技能というのは、当然本国で必要とされている技能に限られるからです。

次に、【図2】新たな枠組みに移りましょう。

さて、【図1】これまでの枠組みからどこが変わったでしょうか？

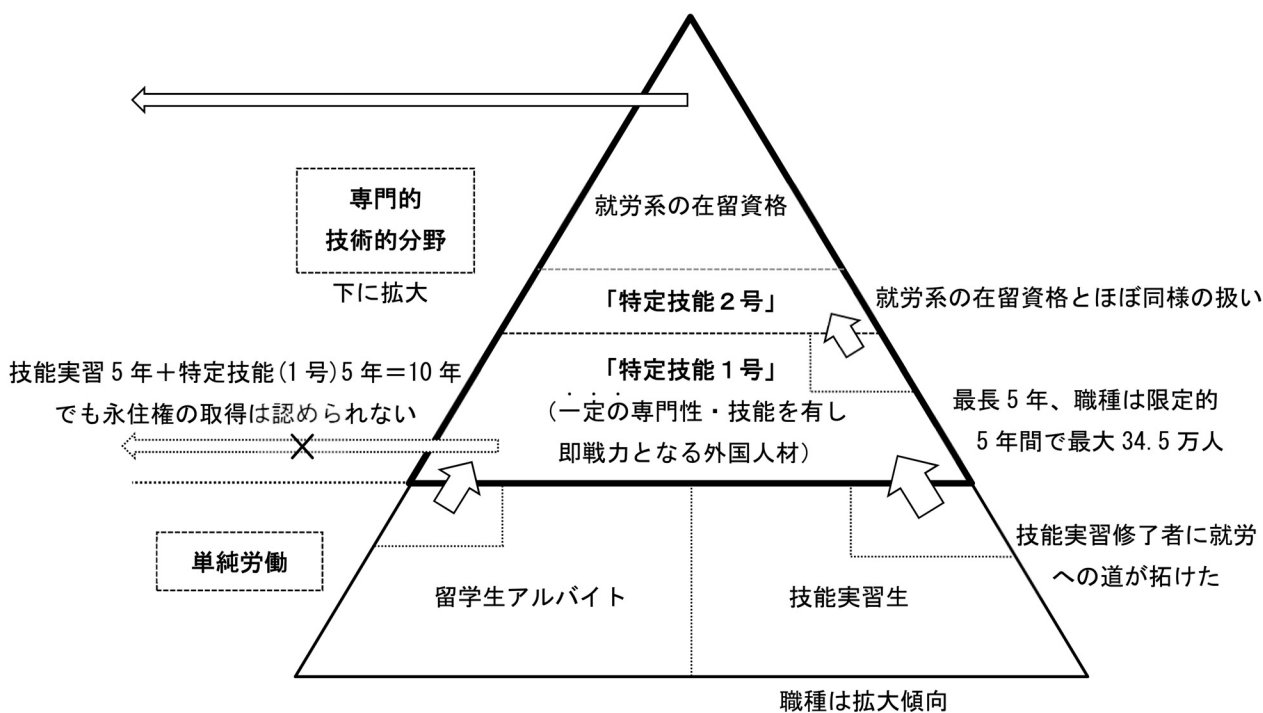
まず目につくのは真ん中に「特定技能1号」と「特定技能2号」が入ってきたところでしょう。「特定技能1号」とは、その下に書いてある通り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材のことをいいます。人手不足に対応するためには、専門性・技能が一定のレベルでも良いので、それ

らを有する外国人は受入れることにしようということになったのです。

つまり、太枠の三角形の部分がこれまでより下に広がったということになります。専門的・技術的分野の外国人の受入れが拡大されたのです。報道等でも、「単純労働分野の外国人受入れを決定！」とか、「単純労働者として外国人がやってくる」といった表現がありますが、あれは正確ではありません。もちろん、書いている方は「事実上の」単純労働者という意味であえてそういう表現を用いているのでしょう。

これは、同じものを上から見るか、下から見るかの違いに過ぎないのですが、私は重要なポイントだと考えています。なぜなら、今回の受入れが、「現行の受入れ制度を拡張するもの」(山下法相)であり、単純労働での受入れを認めたものではないということは、いずれこの先、単純労働での受入れを認める時が来る、ということだからです。

【図2】新たな枠組み (2019.4.1より)



「特定技能1号」は、今後5年間で最大34.5万人を受入れることになっていますが、単純労働での受入れを認めたとすれば、そんな数字ではすみません。

これは余談ですが、一部には「外国人1,000万人構想」というものもあります。これは、日本の人口が1億人を切って良いのか、という危機感から来るもので、若い外国人に日本に来てもらい家庭を持ち、子どもをもうけてもらうことで、人口を維持すると同時に、日本経済を下支えしてもらおう、という考え方です。一部にはそれくらいの規模が適正と考える人もいるということは頭の片隅に置いておくべきでしょう。

外国人の本格受入れ時代はまだまだほんの序章に過ぎないということです。

話を戻します。

右下の技能実習生から「特定技能1号」に矢印が出ています。これは、技能実習を3年修了すれば、特定技能1号に上がってさらに就労し続けることができるということです。これまで修了後100%帰国しなければならなかった技能実習生に、引き続き日本に滞在することができる道が拓けたのです。

ここでひとつの疑問が出てきます。

先ほど、就労系の在留資格で原則10年在留すれば、永住権を取得できる可能性があるということでした。そうすると、技能実習は最長5年で、同じく「特定技能1号」も最長5年なので、5年+5年=10年ということになり、永住権を取得できるのではないかと、という疑問です。それが、「特定技能1号」の左から出ている矢印なのですが、これには×がついています。今回、これでは永住権の取得はできないということになりました。国民の移民アレルギーへの配慮であると思われる

ます。

左下の留学生アルバイトについてです。

これまでは、留学生が卒業後日本で就職するためには、一番上の就労系の在留資格を取得しなければなりません。これが非常にハードルの高いことであるのは先ほどご説明した通りです。残念ながら取得できなかった留学生は帰国するほかなかったのです。しかしながら、試験に合格する必要はありますが、そうした留学生でも「特定技能1号」として引き続き就労できるようになりました。

では、「特定技能2号」とは何でしょうか。

これは、その上の就労系の在留資格とほぼ同じものと考えていただいて結構です。

それだけに「特定技能2号」を取得することも、非常にハードルが高いものになっています。「特定技能1号」で5年就労すれば、「特定技能2号」に上がれるという安易なものでは全くありません。

ただ、「特定技能2号」となれば、一番上の矢印を通して、永住権を取得することも可能になります。

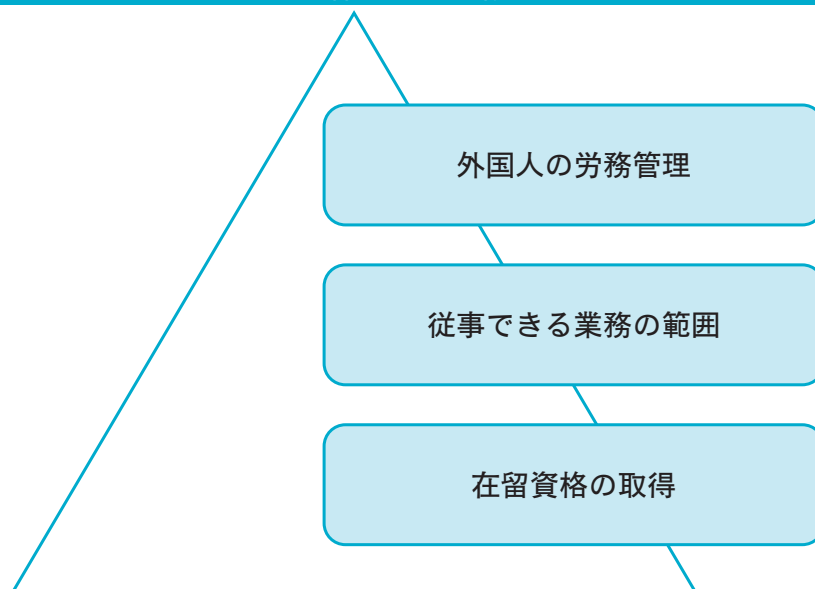
ということは、まだまだ迂遠で細いルートではありますが、右下の技能実習からずっと上にあがり、一番上の矢印を通して永住権を取得し、左の長方形へとつながったと言えます。

以上が、外国人労働者の全体像の解説です。

IV 外国人雇用の捉え方

外国人雇用というのは複雑で難しい、と思っている人が多いのですが、恐れることはありません。原則は、日本人雇用と同じだからです。労働関係法令も同様に適用されますし、税金、社会保険等についても同じです。日本人雇用+(少しの) α と

【図3】外国人雇用特有の注意点



お考え下さい。

ただ、ご注意いただきたい点が3つあります。

まず【図3】一番下から、「在留資格の取得」です。

外国人が日本に在留するには、先ほど述べたように在留資格が必要です。在留資格がなかったり、期限が切れていたりすると、外国人本人は不法就労となりますし、雇用している側も不法就労助長罪に問われてしまいます。時折、新聞等で不法に外国人を働かせていたということで事業主が逮捕されたとの報道を目にしますが、この罪によるものです。

次に、「従事できる業務の範囲」です。これには特に気をつけなければなりません。外国人が取得している在留資格ごとに、できる仕事が決まっています。どんな仕事でもできるわけではないのです。決められた範囲を超えて仕事をさせているということも、不法就労助長罪になってしまいます。

最後に、「外国人の労務管理」です。こちらも原則は日本人と同じです。日本人だからこうで外

国人だからこう、という発想がトラブルを生む原因になります。

ただ、外国人特有の労務管理のポイントというものもあります。それらについては、改めて詳しくお伝えする予定にしています。

なお、雇用の形態についても、原則は日本人と同じで、外国人と直接雇用契約を結べば良いということになっています。

ただし、技能実習だけは例外です。なぜなら技能実習は就労が目的ではない制度であるため、様々な要件が加わっているからです。

技能実習が中小企業における外国人雇用の多くを占めていることから、あたかも外国人雇用そのものが特殊であると感じてしまっているのです。

それでは、新しく創設された特定技能はどうかというと、原則は就労ビザ等と同様で、外国人と直接雇用契約を結べば良いとなっています。

ただ技能実習において様々な問題が起こってきたことに対する過去の教訓と、これからの外国人との共生を見据えて、1号特定技能外国人（「特

定技能1号」で就労する外国人のこと。「特定技能2号」は含まない) に対して、受入れ企業による「支援」が求められることになりました。また、外国人の送り出し国によっては、当該国から認定を受けた機関を通じてしか来日できないといった要件もあります。そのため、実際の運用は、技能実習に近づいているとすることができます。

今後、次のテーマで連載(隔月)を予定しています。

- 外国人をめぐるデータを読み解く (第2回)
- さらに重要性を増す外国人技能実習制度 (第3回)
- 入管法改正! 新たな在留資格「特定技能」とは (第4回)
- 就労ビザ、特定技能、技能実習を比べてみると (第5回)

- 外国人の労務管理は未来志向で (第6回)
〔全6回予定〕

《プロフィール》

松本 光正 (まつもと みつまさ)

1972年奈良県磯城郡生まれ。神戸大学経営学部卒業。外国人技能実習生受入れ業務等を経て2016年独立開業、専門は外国人雇用。

社会保険労務士、申請取次行政書士、中小企業診断士、全国通訳案内士(中国語・英語)。

奈良労働局 外国人雇用管理アドバイザー。

近著に「待ったなし! 外国人雇用」-STORYで学ぶ入管法改正- (三恵社、2019年)。

松本光正社労士・行政書士・診断士事務所

〒636-0201 奈良県磯城郡川西町下永 657-1

Tel&Fax 0743-20-6901

E-mail songben0103@gmail.com

URL <http://guestworker.jimdo.com/>

